

畜産環境保全に関する法律の解説(その4)

農林水産省畜産局畜産環境対策室 歌丸恵理

7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律137号)の概要

(1) 背景

昭和45年の本法成立以前、廃棄物の処理については清掃法に基づき、市街地区域を中心とする区域内の汚物の処理として実施されてきたが、我が国の経済社会活動の拡大等に伴い、大都市圏を中心に膨大な産業廃棄物が排出されるようになった。そのため、清掃法を全面的に改正し、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立する等、現状に即した廃棄物の処理体系を整備する必要が出てきた。

(2) 目的

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする(第1条)。

(3) 畜産に係る規制

ア 定義

本法において、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物と定義されており、畜産農業に係るものに限って動物のふん尿もこれに含まれる(法第2条、施行令第2条第10項)。なお、廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではない(平成4年衛環第233号厚生省環境衛生局環境整備課長通知)とされており、家畜ふん尿が有価物である肥料又は土壌改良材等として利用される場合は本法は適用されないが、有価物ではなく、産業廃棄物として扱われる場合には本法が適用される。

イ 投棄の禁止

法第3条において、「事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされており、また、第16条において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と投棄を禁止する旨が明記されている。産業廃棄物を不法に投棄した者は、3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が課せられる。

ウ ふん尿の使用

ふん尿の使用については、法第17条及び施行規則第13条で、市街化区域においては、①発酵処理、②乾燥又は焼却、③化学処理、④尿のみ分離する、⑤し尿処理施設又はこれに類する動物のふん尿処理施設による処理、⑥十分に覆土する、などのいずれかの方法によらない限り肥料として使用してはならない、その他の区域では生活環境に係る被害が生ずるおそれがない方法により使用しなくてはならない、とされている。

エ その他の規制

産業廃棄物の収集、運搬及び処分を業として行おうとする場合は都道府県知事の許可を受けなければならない(法第14条)。本条は、産業廃棄物の処理が適正に行われるようにす

るとともに、生活環境を保全するために必要な処理体系の整備促進を図ることを目的としている。

また、産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、都道府県知事の許可を受けなければならず、その際は、施設の処理能力、位置・構造等の設置に関する計画、維持管理に関する計画等を申請書に記載することが義務付けられている(法第15条)。合わせて当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の添付も義務付けられている。

本規定は、これらの施設が安全に維持管理されること、廃棄物が無害なものとなることを目的としている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の概要



